

第32号議案

中間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月20日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

中間市子ども・子育て会議条例（平成25年中間市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

第3条の見出しを「（委員）」に改め、同条第1項中「子ども・子育て会議」の次に「の委員（以下「委員」という。）の定数」を加え、「委員」を削り、「で組織する」を「とする」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「及び臨時委員」を削り、同項を同条第2項とする。

第4条第3項を削る。

第5条の見出しを「（会長等）」に改め、同条第3項中「とき」の次に「、又は会長が欠けたとき」を加える。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「会議」を「会議等」に改め、同条ただし書中「出席委員」を「会議に出席した委員及び臨時委員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、部会の会議について準用する。

第8条を第9条とする。

第7条第2項中「に属すべき委員及び臨時委員」及び「子ども・子育て会議の」を削り、「中から」を「うちから」に改め、「指名する」の次に「者をもって組織する」を加え、同条第3項中「前2条」を「第5条及び前条」に、「部会において」を「部会について」に改め、「おいて、」の次に「第5条中「会長」とあるのは「部会長」と、前条第1項中」を、「子ども・子育て会議」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、「「部会」」を「「部会の会議」」に改め、「「部会長」と」の次に「、同条第2項中「会長及び第5条第3項に規定する委員を定めていないときは、市長」とあるのは「部会長及び第8条第3項の規定により読み替えて準用する第5条第3項に規定する委員を定めていないときは、会長」と」を加え、同条を第8条とする。

第6条第1項中「子ども・子育て会議」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、「会長がその会議の」を「その」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、招集の対象となる者は、委員及びその会議の議事に関係がある臨時委員とする。

第6条第3項中「子ども・子育て会議」を「会議」に改め、「議事は、」の次に「会議に出席した」を加え、「議事に関係のある」及び「で会議に出席した者」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「及び」の次に「第1項の規定により招集された」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による招集は、会長及び第5条第3項に規定する委員を定めていないときは、市長がこれを行う。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（臨時委員）

第6条 市長は、子ども・子育て会議において特別の事項の調査又は審議をさせるために必要があると認めるときは、委員とは別に、第3条第2項各号に掲げる者のうちから臨時委員を委嘱することができる。

2 臨時委員の定数は、3人以内とする。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 臨時委員の報酬は、委員に準ずる。

附則第2項の見出しを「（中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）」に改め、同項中「中間市特別職職員の給与等に関する条例」の次に「（昭和31年中間市条例第23号）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市子ども・子育て会議条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、中間市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 子ども・子育て支援法<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理すること。 (2) (略)</p> <p><u>(委員)</u> 第3条 子ども・子育て会議の<u>委員</u>（以下「委員」という。）の定数は、<u>20人以内とする</u>。</p> <p><u>2</u> 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)～(6) (略)</p> <p>(任期) 第4条 (略) 2 (略)</p>	<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、中間市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 子ども・子育て支援法<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理すること。 (2) (略)</p> <p><u>(組織)</u> 第3条 子ども・子育て会議は、<u>委員20人以内で組織する</u>。</p> <p><u>2</u> <u>子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u> (1)～(6) (略)</p> <p>(任期) 第4条 (略) 2 (略) <u>3</u> <u>臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が</u></p>

(会長等)

第5条 (略)

2 (略)

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 市長は、子ども・子育て会議において特別の事項の調査又は審議をさせるために必要があると認めるときは、委員とは別に、第3条第2項各号に掲げる者のうちから臨時委員を委嘱することができる。

2 臨時委員の定数は、3人以内とする。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 臨時委員の報酬は、委員に準ずる。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。この場合において、招集の対象となる者は、委員及びその会議の議事に関する臨時委員とする。

2 前項の規定による招集は、会長及び第5条第3項に規定する委員を定めていないときは、市長がこれを行う。

3 子ども・子育て会議は、委員及び第1項の規定により招集された臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 (略)

2 (略)

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、会議に出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 (略)

2 部会は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 第5条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条中「会長」とあるのは「部会長」と、前条第1項中「子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）」とあるのは「部会の会議」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「会長及び第5条第3項に規定する委員を定めていないときは、市長」とあるのは「部会長及び第8条第3項の規定により読み替えて準用する第5条第3項に規定する委員を定めていないときは、会長」と読み替えるものとする。

(会議等の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、会議に出席した委員及び臨時委員の3分の2以上の同意を必要とする。

2 前項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第10条 (略)

3 子ども・子育て会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 (略)

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、子ども・子育て会議の委員及び臨時委員の中から会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会において準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(庶務)

第9条 (略)

(委任)

第11条 (略)

附 則

1 (略)

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部を次のように改正する。

(委任)

第10条 (略)

附 則

1 (略)

(中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部改正)

2 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。